尼崎市学校給食非喫食者給付金交付要綱

令和８年１１月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、やむを得ない事情により恒常的に学校給食の提供を受けることができない児童の保護者の経済的負担軽減を図り、喫食者と非喫食者の公平性を確保することを目的として、尼崎市学校給食非喫食者給付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　やむを得ない事情　食物アレルギー、不登校、宗教上の理由、傷病その他市長が特に認めるものをいう。

(2)　対象学校　尼崎市立の小学校及び特別支援学校小学部をいう。

(3)　給付対象児童　対象学校に在籍する児童のうち、第４条第１項に規定する要件を満たすものをいう。

(4)　保護者等　次のいずれかに該当する者

ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１６条に規定する保護者

イ　その他市長が適当と認める者

(5)　停止届　尼崎市学校給食停止届をいう。

(6)　対象月　暦月を単位として、第４条第２項の要件を満たす月をいう。

（給付対象者）

第３条　給付金の交付を受けることができる者は、給付対象児童の保護者等であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

(1)　給付対象児童が対象学校に在籍していること。

(2)　同一の非喫食に係る学校給食費相当額について、国、地方公共団体その他の者から、この給付金と同様の趣旨の給付又は補助を受けていないこと。

(3)　保護者等及びその属する世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

２　前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金交付の対象としない。

(1)　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者である保護者

(2)　その他市長が給付金の交付の対象として適当でないと認める者

（給付対象児童及び対象月）

第４条　給付対象児童は、対象学校に在籍する児童であって、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

(1)　保護者等が停止届を学校へ提出していること。

(2)　停止届に基づき、学校において学校給食の発注停止が行われていること。

(3)　学校給食の全部の提供を受けておらず、主食、副食又は牛乳の一部欠食に該当しないこと。

２　対象月は、給付対象児童について、当該月において一度も学校給食の提供を受けていない月とする。

（給付金の額）

第５条　給付金の額は、給付対象児童ごとに対象月ごとに算定した額を合計した額とする。

２　対象月ごとの月額は、別に定める。

（交付申請）

第６条　給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める書類等を市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

(1)　書面による申請　尼崎市学校給食非喫食者給付金交付申請書（様式第１号）その他市長が必要と認める書類

(2)　電磁的記録による申請　市長が別に定める方法により作成された電磁的記録その他市長が必要と認める書類

２　申請は、年度ごとに１回行うものとし、当該申請により当該年度内の対象月に係る給付について有効とする。

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により給付金の交付を決定したときは、尼崎市学校給食非喫食者給付金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により給付金を交付しないことを決定したときは、尼崎市学校給食非喫食者給付金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

４　第２項及び第３項の通知並びに第９条の通知は、書面又は電磁的記録により行うことができる。

５　前項の電磁的記録による通知は、電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

（変更等の届出及び返還）

第８条　申請者は、給付金の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、尼崎市学校給食非喫食者給付金変更等届出書（様式第４号）により、市長に届け出なければならない。

(1)　申請内容に変更が生じたとき。

(2)　第４条第２項に照らし、対象月の要件を満たさないことが判明したとき。

(3)　第３条第１項に規定する給付対象者の要件を満たさなくなったとき。

(4)　同一の非喫食に係る学校給食費相当額について、他の給付又は補助を受けたことが判明したとき。

(5)　虚偽その他不正の申請又は報告があったとき。

(6)　その他既に交付した給付金の全部又は一部を返還すべき事由が生じたとき。

２　市長は、前項の届出があったとき、又は返還事由があると認めるときは、既に給付金を支給している場合においては、相当額について、尼崎市学校給食非喫食者給付金返還請求通知書（様式第５号）により返還を請求するものとする。

（給付金の支給）

第９条　市長は、第７条の規定による交付決定の通知をもって給付金の支給額を確定させ、速やかに申請者の指定する口座に給付金を支給するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１０条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)　偽りその他不正の手段により、給付金の交付を受けたとき。

(2)　その他市長が必要と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、速やかに、その旨を尼崎市学校給食非喫食者給付金交付決定取消通知書（様式第６号）により通知する。

３　前項の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に給付金を支給しているときは、市長は、相当額について、尼崎市学校給食非喫食者給付金返還請求通知書（様式第５号）により返還を請求するものとする。

４　第１項の規定により交付決定の取消しを受けた者に対しては、市長は、当該決定以降、当該年度について本給付金の申請を受け付けないことができる。

（申請の不備があった場合等の取扱い）

第１１条　市長が第７条の規定により、交付申請の内容を審査する過程又は交付決定を行った後において、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないこと、その他給付対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（必要な調査等）

第１２条　市長は、地方自治法第２２１条第２項に基づき、給付金の支給を受けた者に対

して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

２　市長は、給付金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者の同意に基づき、学校その他の関係機関に対し、給付対象要件の確認に必要な事項について照会することができる。

（受給権の譲渡等の禁止）

第１３条　給付金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（施行細目の委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関して必要な事項は、市長の承認を得て教育委員会が別に定める。

付 則

（施行期日）

１　この交付要綱は、令和８年１１月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱は、令和８年４月１日以後の当該年度の対象月に係る給付金について適用する。

尼崎市学校給食非喫食者給付金実施要領

令和８年１１月１日

（趣旨）

第１条　この要領は、尼崎市学校給食非喫食者給付金交付要綱（以下「要綱」という。）第５条第２項及び第14条の規定に基づき、対象月ごとの月額その他必要な事項を定めるものとする。

（月額）

第２条　要綱第５条第２項に規定する対象月ごとの月額については、次の各号のとおりとする。

(1)　尼崎市立の小学校に在籍する給付対象児童は、5,200円とする。

(2)　尼崎市立の特別支援学校小学部に在籍する給付対象児童は、5,200円とする。

（補足）

第３条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、学校給食課長が定める。

付　則

この要領は、令和８年４月１日以後の当該年度の対象月に係る給付金に適用する。